

在宅療養者の服薬管理支援にかかる薬剤師の役割と他職種との連携について

＜薬剤師（かかりつけ薬局・薬剤師）の役割＞

薬剤師は、薬物療法が在宅療養者の病状やQOLに与える影響について評価し、ポリファーマシー解消の観点や、服薬アドヒアランス向上の観点も考慮した支援が可能な職種であることから、かかりつけ薬剤師・薬局は、在宅療養者の服薬管理支援に積極的に関与するとともに、関係機関との連携において中心的な役割を担うことが必要である。

＜薬剤師との連携について＞

○ケアマネジャー（介護支援専門員）／あんしんすこやかセンター職員

ケアマネジャーは、在宅療養者の服薬管理支援にあたっては、在宅療養者及び家族に対し、薬剤師等の専門職の関与が必要であること等を説明するとともに、在宅療養者・家族のニーズも考慮しながら、関係多職種との情報共有やサービス提供について調整していくことが求められる。

○訪問看護師（訪問看護事業所）

訪問看護師は、療養上の世話をを行う中で、服薬による病状やADL等の変化を観察、アセスメントし、それらの情報を主治医をはじめとした関係多職種に提供する。特に、抗がん剤治療等の薬の効能・副作用に関する詳細な説明が必要な場合や、嚥下困難等に伴う剤形の変更を必要とする場合等には、薬剤師に相談する。

○医師

主治医は、高度薬物療法を行う場合や、在宅療養者が認知症等により服薬管理支援が必要と判断される場合には、積極的に居宅療養管理指導等の薬剤師の関与を指示するとともに、薬剤師から、残薬調整や剤形変更の提案を受けて、処方見直しを検討する。

いずれにせよ、地域包括ケアにおける在宅療養者の服薬管理支援体制においては、かかりつけ薬剤師・薬局の役割は重要であり、関係多職種・機関の理解により、かかりつけ薬剤師・薬局を進めていくことが必要である。